



令和 6 年 11 月 27 日

精華町議会 議長 三原和久 様

相楽広域行政組合議会議員

三原 和久

内海 富久子

坪井 久行

令和 6 年 11 月 26 日第 2 回相楽広域行政組合議会定例会について

11 月 26 日(火)に相楽会館大ホールにおいて、第 2 回定例会が開催されましたので、報告します。

【議題】

1. 議席の指定(改選により、笠置町山本議員、南山城村土岐議員の議席指定)
2. 会議録署名議員の指名(内海富久子、坪井久行)
3. 会期の決定:本日 1 日限り
4. 諸般の報告(議会の申し合わせ事項)
5. 一般質問

(1) 山本のしづ(木津川市)「相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のために」相楽消費センターも聴覚言語センターも市民福祉サービスにとって、重要な施設であり、改築期間中も市民サービスが低下しないように努められたい。

①消費生活センターの仮移転先を伺う②相楽聴覚言語障害センターの移転策を伺う③消費生活センターの利用件数、利用年齢層について伺う。

【答弁】①大谷し尿処理センターに移転する。遠距離であるため、サービスの確保のため、a)各市町村の庁舎で相談対応する。b)オンライン対応する。c)府の総合庁舎で対応する。②加茂の障害者センターに移転。③82%が高齢者層。

(2) 坪井久行(精華町)「火葬場・霊園について」火葬場をめぐる社会的状況や歴史的経過を踏まえて、「確認書」に基づき、木津川市の加茂町域において、火葬場・霊園を前向きに検討すべきではないか。但し、諸課題の克服のために時間を要するならば、暫定的な措置として、圏外の火葬場・霊園への期間限定の加入申入れや、近隣市町村で実施されているような火葬場等にかかる補助金交付制度の創設を検討されたいかがと提案する。

【答弁】R5年 10 月 13 日の市町村衛生主幹課長会議で、「確認書」見直しの問題提起があり、圏外火葬場の状況調査などを開始した。その調査結果をもとに、死亡者数が 2015 年をピークに減少する予測の下、今から新たに火葬場を建設することは難しく、他の方策の検討も必要ではないかとの意見が大勢を占めた。暫定的な措置は、構成団体の財政状況もあるので、答弁は差し控える。次年度以降、し尿処理施設のあり方も含めてあらゆる方策を検討する。



6. 認定第1号「令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定」

歳入 予算現額 290,031,000 円 → 収入済額 293,684,929 円

歳出 予算現額 290,031,000 円 → 支出済額 279,327,035 円

歳入歳出差引残額 14,357,894 円

《主な特徴》

- ・相楽市町村圏振興事業特別会計が廃止され、一般会計のみとなる。
- ・相楽会館建替経費の市町村分担金が、市町村割10%、人口割90%となる。
- ・そうらく衛生センターの「京都南部環境事業協同組合」に対して、3か年の長期包括的運営業務として委託することで、運転経費の効率化と管理の適正化を図った。
- ・下水道での水洗化率の向上などの要因により、し尿、浄化槽汚泥ともに減少となる。

【結果】全員賛成認定

7. 議案第5号「相楽広域行政組合議員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
《改正内容》人事院勧告に伴う改正

第1条

- (1) 期末手当 算定基礎額×122.5% → 127.5%
(定年前再任用短時間勤務職員に対する適用は、120.0%とあるのは68.75% → 127.5%とあるのは71.25%)
- (2) 勤勉手当 (勤勉手当基礎額 + 扶養手当月額 + 地域手当月額) × 102.5% → 同手当 × 107.5%
(定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額 × 48.75% → 同手当基礎額 × 51.25%)

第2条(R7.4.1から施行)

- (1) 期末手当 算定基礎額×127.5% → 算定基礎額×125%
(定年前再任用短時間勤務職員に対する適用は127.5%とあるのは71.25% → 125%とあるのは70%)
- (2) 勤勉手当 (勤勉手当基礎額 + 扶養手当月額 + 地域手当月額) × 107.5% → 同手当基礎額 × 105%
(定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額 × 51.25% → 同手当基礎額 × 50%)

【結果】全員賛成可決

8. 議案第6号「相楽鋼機行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

《改正内容》

【結果】全員賛成可決

9. 議案第7号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)」

【補正内容】補正前 322,500 千円

補正額 6,373 千円

計 328,873 千円

《主な歳出》(単位:千円)

・相楽会館管理運営経費(仮移転関係経費等の増額補正)	3,937
・事務局運営共通費(給与改定による増額補正)	1,368
・消費生活センター運営経費(給与改定による増額補正)	570
・休日応急診療所運営経費(給与改定による増額補正)	498

【結果】全員賛成可決

全員協議会

1. し尿汲み取り手数料の改定:し尿の収集運搬業務の安定性確保のため、「し尿汲み取り手数料を改定する。現行 128 円/10ℓ➡改正案 143 円/10ℓ

2. し尿汲み取り料金原価計算比較表

問 業者の経営安定と住民の負担軽減を両立できるように、京田辺市の方法(手数料 60 円/10ℓ。委託料 143 円/ℓ)に学べないか？

答 京田辺市は下水道が普及して、し尿汲み取り世帯が少ないため市が負担している。当組合は過去から全額を受益者負担としている。

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

128 円/ℓ➡143 円/ℓ

4. パブリックコメント手続き(意見募集)

5. 相楽圏域における火葬場等の調査研究結果

問 圏外の宇治と奈良の火葬場の視察研修を議会として実施したらどうか。

➡挙手で賛成多数のため、実施することとなった。